

24水港第1519号  
平成24年7月11日

岩手県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
宮城県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿  
福島県 漁港漁場・海岸・災害・漁村担当主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部  
整備課長  
防災漁村課長

東日本大震災の被災地域での建設工事等における  
適切な予定価格の算出のための資材価格及び労務費での見積活用の推進について

東日本大震災の被災地域においては、復旧・復興事業の本格化に伴い、建設資材等の需給状況がひっ迫している状況であり、地域によっては一部の建設資材及び労務費について著しい価格高騰が生じる可能性が想定される。

このため、従来の物価資料による資材単価及び公共工事設計労務単価の改定では、調査から単価公表等までのタイムラグにより市場の実勢価格と公表価格に乖離が生じ、復旧・復興事業の円滑な実施に支障をきたすおそれがある。

については、より被災地域の実勢価格を踏まえた工事費の積算となるよう、資材単価及び労務単価での見積の活用を一層推進することとし、「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」(平成23年4月28日法律第61号)に基づき水産庁が実施する工事で、平成24年7月12日以降に入札手続きを開始する工事等の積算に関し、下記のとおり取組方針を定めたので、参考として通知する。

なお、貴管下の政令指定都市を含む関係市町村に対しては、貴職からこの旨通知願いたい。

#### 記

1. 資材価格及び労務費の変動が著しい結果、発注において不調不落が続発していると認められるとき、又は続発すると想定されるときは、見積を活用して工事費の積算に用いる単価を設定するものとする。
2. 1. により設定した単価については、資材単価は概ね1ヶ月以内、労務単価は概ね3ヶ月以内に発注する工事に活用できるものとする。

ただし、労務単価については、新たに公共工事設計労務単価が改定された後に入札を行う工事の場合、改定前に設定した見積に基づく単価は適用しないものとする。